

新・国民健康保険町立南幌病院改革プラン

平成29年3月

南 幌 町

目 次

第1	策定の趣旨	1
第2	対象期間	1
第3	改革の視点	1
第4	地域と病院の状況	1
1	地域の状況	1
2	町立病院の現状	2
第5	地域医療構想を踏まえた役割の明確化	4
1	地域医療構想を踏まえて	4
2	地域包括ケアシステムの構築に向けて	4
3	一般会計負担の考え方	4
4	医療機能等指標に係る数値目標	5
5	住民の理解	6
第6	経営の効率化	6
1	経営指標に係る数値目標	6
2	経常収支比率に係る目標設定の考え方	6
3	目標達成に向けた具体的な取組	6
第7	再編・ネットワーク化の取り組み	7
1	医療圏域内の状況	7
2	再編・ネットワーク化の方向性	8
第8	経営形態の見直しに対する方向性	8
1	現状	8
2	見直しの方向	8
第9	計画の点検、評価、公表等	9
1	点検、評価	9
2	町民への公表	9

第1 策定の趣旨

多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっていたことから、国は、平成19年12月24日付けで「公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対し、公立病院改革プランの策定を要請しました。南幌町におきましても町立南幌病院改革プランを策定し、種々の改善に向けた取り組みを行ってきましたが、結果として収支の改善には至っていない状況にあります。

医師確保が難しい中、平成25年には江別市立病院総合内科より常勤医師1名の派遣を受け、平成28年度からは院長職を含む常勤医師2名の派遣支援を受けており、収支においても入院患者数の減少等により、平成27年度からは一般会計の負担金も大幅に増額となっております。また、人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、医療需要も変化することから、経営は益々厳しい状況になることが見込まれます。

こうした中、国においては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、都道府県による地域医療構想の策定などが進められています。病院改革も整合的に行われる必要があることから新たなガイドラインを示し、病院事業を設置する地方公共団体は、新公立病院改革プランを策定し、病院機能の見直しや病院事業経営の改革に総合的に取り組むよう促したところです。

本町においても地域において必要な医療提供体制の確保を図り、病院事業が安定した経営の下で役割を継続的に担うため、本プランを策定するものであります。

第2 対象期間

このプランは、平成29年度から平成32年度までの期間を対象とします。

第3 改革の視点

- (1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化
- (2) 経営効率化
- (3) 再編・ネットワーク化
- (4) 経営形態の見直し

第4 地域と病院の状況

1 地域の状況

- (1) 人口と年齢構成

○町の人口（うち65歳以上の老年人口）

8,362人（2,343人） 2015年1月1日

○町の将来目標設定推計人口（うち65歳以上の老年人口）

2020年 7,959人（2,547人）

2025年 7,531人（2,740人）

2030年 7,131人（2,962人）

2035年 6,751人（2,970人）

2040年 6,338人（2,827人）

○75歳以上の推計人口

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

地域	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
南幌町	1,331	1,504	1,634	1,766	1,910
札幌圏	347,770	430,119	478,063	490,410	497,474
南空知圏	33,666	36,393	36,736	34,947	32,642

本町は2025年以降も増加すると推計、ピークは2040年

(2) 病院・診療所

- ・国民健康保険町立南幌病院 80床
- ・みどり野医院 19床

(3) 介護保健施設

- ・特別養護老人ホーム南幌みどり苑 定員70人
- ・介護老人保健施設ゆう 定員70人

2 町立病院の現状

(1) 病院の概要

町立病院は、町内唯一の病院として地域医療を担っており、救急告示病院としても平成13年に指定を受け、救急医療も担っています。

(2) 医療施設の状況

町立病院は、昭和22年2月に幌向村国民健康保険組合診療所として開設され、昭和23年に直営診療所、昭和28年に直営病院、昭和37年5月には国民健康保険町立南幌病院と改称されました。以後、昭和61年に現施設へ新築移転し、平成13年には全館冷房等の大規模改修を行い、医療環境の充実を図ってまいりました。

(3) 患者数の動向

ア 外来患者数の動向

外来患者数は、平成25年4月をもって小児科が休止となったことにより大きく減少しています。平成28年度からは外科医師の不在により外科は休止状況にありますが、内科体制の充実により、内科において外科的治療の初期対応も行っていることから、患者総数は若干の減少にとどまっていると考えられます。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
内科	8,681	8,288	8,308	10,233	10,868	7,043
外科	7,436	8,381	7,471	6,787	5,955	69
小児科	3,058	3,173	177	0	0	0
眼科	1,104	1,329	1,294	1,269	1,175	615
計	20,279	21,171	17,250	18,289	17,998	7,727

※H28は9月までの実績です。また、整形外科医師による診療を月2回程度行っています。

イ 入院患者数の動向

入院患者数は、一般病床では平成25年度に利用率51.4%となり、その後も51%台を維持していますが、療養病床は、長期入院患者の減少等により延日数が減少し、平成25年度に52.8%あった利用率が平成27年度には37.6%と減少しております。

	H23	H24	H25	H26	H27
一般病床	4,132	4,283	4,874	4,877	4,867
療養病床	11,870	9,951	10,398	9,568	7,425
計	16,002	14,234	15,272	14,445	12,292
一般病床利用率	43.4%	45.1%	51.4%	51.4%	51.1%
療養病床利用率	60.1%	50.5%	52.8%	48.5%	37.6%
計	54.7%	48.7%	52.3%	49.5%	42.0%

(4) 医療スタッフ (H28.10.1 現在)

常勤医師は江別市立病院より派遣支援を受けています。

①正規職員 32名

医師2名(派遣)、看護師17名、准看護師6名、薬剤師1名、理学療法士1名、放射線技師1名、臨床検査技師1名、事務職員3名

②臨時等職員 19名

管理栄養士1名、看護師2名、准看護師3名、看護補助者9名、看護助手2名、リハビリ助手1名、検眼士1名

第5 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

1 地域医療構想を踏まえて

北海道が試算した2025年における南空知圏域の必要病床数は1925床で2014年の病床数2390床より465床の減となっています。また、南幌町の受療動向は江別市など札幌圏が高い状況にありますが、札幌圏も同様に1307床の減となっています。しかしながら、町立病院の主な患者の年齢層である75歳以上の高齢者においては、2025年以降も増加し、南幌町では2040年がピーク年と推計され、江別市、札幌市においても高齢者人口は増加します。このことを踏まえ、医療需要の増加を見込み現行の病床数を維持し、引き続き、療養病床の見直しに関する国の検討状況等を踏まえつつ、対応していくこととしています。

また、町立病院は町民が安心して暮らせるよう、身近な、かかりつけ医としての機能を基本に病院づくりを進め、町内唯一の病院として町民の健康管理はもとより、救急医療を維持します。

2 地域包括ケアシステムの構築に向けて

本町は人口減少や少子化に伴う急激な高齢化に進みます。地域医療構想では、将来の在宅医療の必要量を示すなど、医療と介護が総合的に確保されることを求めています。

町立病院は、医療と介護の連携において、訪問診療などの役割を果たせるよう取り組みます。

また、定期的開催される保健福祉医療サービス調整会議並びに南幌町保健福祉医療会議への参加等を通じて、関係機関と情報共有を図ります。

町民の健康づくりにおいては、生活習慣病の予防や疾病の早期発見のため、各種健診や健康教育等の健康の保持増進に向けた事業展開が行えるよう、町保健福祉課と連携を強化し取り組みます。

3 一般会計負担の考え方

町立病院は、地方公営企業として運営される以上、独立採算を原則とすべきものですが、町内唯一の病院であり、今後も地域医療の役割を継続的に担うためにも持続可能な病院として経営の安定化を図る必要があります。町立病院に係る一般会計からの繰出しは、総務省通知の繰出基準に基づくものを基本としますが、不採算地区病院でもあり、町に必要な町立病院を維持

し政策医療を行うために、町の財政状況を考慮のうえ一般会計からの繰出しを行うこととします。

一般会計負担の算定基準

一般会計の負担については、総務省から通知されている繰出基準の考え方にに基づき、項目ごとに次の算定基準により算定した額とします。

	負担項目	算定基準
①	病院の建設改良に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・建設改良費の1/2 ・企業債元利償還金の3/2又は1/2
②	不採算地区病院の運営に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・特別交付税の基準額及び普通交付税の病院関係算定額並びにその経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
③	リハビリテーション医療に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション医療の運用に係る収支不足分
④	救急医療の確保に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税措置額
⑤	経営基盤強化対策に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2/3 ・共済追加費用の負担の全額 ・新改革プランの実施状況の点検、評価及び公表に係る普通交付税措置額 ・医師の勤務環境の改善に要する経費の全額 ・医師派遣を受けることに要する経費の全額
⑥	基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金拠出金の全額
⑦	児童手当に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当経費の全額

4 医療機能等指標に係る数値目標

(人・件)

項目	H26実績	H27実績	H28見込	H29目標	H30目標	H31目標	H32目標
時間外受診者数	280	250	260	260	260	260	260
訪問診療件数	56	51	120	120	120	120	120
看取り患者数	44	35	50	50	50	50	50
紹介者数	126	117	160	160	160	160	160
逆紹介者数	35	28	55	55	55	55	55

5 住民の理解

町民が本町における医療提供体制を理解し、適切な受療行動をとれることが必要です。健康講座などの充実を図り、病院の情報をわかりやすく発信し、地域に根付いた医療機関として、安心して受診・療養できるようPRに努めてまいります。

第6 経営の効率化

1 経営指標に係る数値目標

(%)

	H25実績	H26実績	H27実績	H28見込	H29目標	H30目標	H31目標	H32目標
経常収支比率	99.3	94.4	101.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
医業収支比率	72.6	66.7	68.8	59.9	59.9	59.9	59.9	59.9

2 経常収支比率に係る目標設定の考え方

病院経営は、診療報酬の改定等が大きく影響します。現在、患者数の減少により医業収支が悪化していますが、一般会計からの繰入金を含めて100%に達しています。安定した経営を確保するために、近隣医療機関との連携強化を図り逆紹介率を高め病床利用率の向上に努めるとともに、高齢者人口の増加に対応できるよう、患者動向や医療制度改革の推移を踏まえ、地域医療体制の構築を図っていきます。

3 目標達成に向けた具体的な取り組み

(1) 経営の安定性

①医師の確保

現在の診療体制の維持を基本としつつ、江別市立病院との連携や札幌医科大学等関係機関への働きかけにより、安定した医療供給体制の確保を図ります。

また、研修医を確保することは、大きな戦力となり、活性化にもつながります。江別市立病院における専門研修プログラムの連携施設となることで、研修医の確保を図ります。

②医療スタッフの確保

現行の体制を基本に必要な医療スタッフを適切に配置できるよう、離職率の低い働きやすい環境づくりに努めるなど、勤務環境の改善を図り

ます。

③事務職員の人材開発の強化

医療を巡る環境の変化等に対応するため、研修会等の参加により専門知識を有する職員の育成、人事管理に努めます。

④施設・設備整備

採算性を考慮し、必要な医療機器等の整備を進めるとともに、安全かつ快適な療養環境づくりのための施設・設備の整備に努めます。

(2) 収支改善

①医業収益の確保

江別市立病院や近隣医療機関との連携を密にし、患者紹介率の向上に努めるとともに、病院についての広報に取り組みます。また、診療報酬の改定や施設基準の見直しに適切に対応し、安定した収入の確保に努めます。

②適切な診療報酬の請求

診療報酬の医師・看護師等への積極的な情報提供と、改定時における説明会を開催し、幅広くスキルアップを図り、請求精度の向上、返戻・査定減の防止に努めます。

③未収金の発生防止と回収対策

速やかな催告などを引き続き行い、状況によっては分割納付に応じるなど未収金の発生を未然に防止するとともに、法的措置の検討など債権回収の強化に取り組みます。

第7 再編・ネットワーク化の取り組み

1 医療圏域内の状況

北海道が平成20年に策定した自治体病院等広域化・連携構想（以下「連携構想」という。）では、町立病院は本町の患者の通院状況などから南空知圏域ではなく札幌圏域へ区域設定が行われ、江別地区部会（江別市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町）に属した中で検討が進められ、平成25年には札幌圏域江別地域行動計画が作成されました。部会区域内の公立病院は江

別市立病院と町立南幌病院であり、江別市と南幌町は地域医療連携に関する協定を結び、医師派遣や入院医療など協力支援を受けています。

2 再編・ネットワーク化の方向性

町立病院は、江別市立病院より常勤医師等の支援を受け運営しています。今後も江別市立病院との連携を維持し、医療提供体制を確保していくとともに、連携の中において新たな可能性も探ってまいります。

第8 経営形態の見直しに対する方向性

1 現状

町立病院は、地方公営企業法の一部適用により財務規定等のみを適用し、運営する形態となっています。

町では、平成24年10月に町立南幌病院の今後の経営形態検討報告書をまとめ、

「新たな経営形態によるコスト負担や職員の処遇問題、さらには今後の本町の高齢化を見据えた地域医療や救急医療、小児医療の継続性と在宅医療、子育て支援などの健康福祉対策の安定的な提供など、様々なリスクを負ってまで経営形態を変更する段階にはないと判断し、現行の経営形態である【一部適用】のもとで地域に密着した取組みを着実に進めることが適当であるとの結論に至りました。

ただし、このまま継続していくにしても、今後の医療制度改革や医師不足による環境の変化、社会情勢の変化など様々な理由により、経営状況が大きく変化することも考えられることから、自治体病院としての役割や経営状況等の見直しが強く求められるようになってきた段階で、改めて経営形態見直しの検討の必要があります。

その際には、国の政策動向やこれら経営形態導入事例の経営状況の進捗を十分見極めた上で判断することが重要であると考えます。」

と報告しています。

2 見直しの方向

ガイドラインでは、経営形態の見直しに係る選択肢として

- 1) 地方公営企業法の全部適用
- 2) 地方独立行政法人化（非公務員型）
- 3) 指定管理者制度の導入

- 4) 民間譲渡
 - 5) 事業形態の見直し
- が示されています。

選択肢にはそれぞれ利点や課題がありますが、町立病院は江別市立病院と連携し平成28年度からは院長をはじめとする全常勤医師等の支援を受けているところであり、新改革プランにおいては、町立病院が果たしている役割が安定的に提供されていくことを前提として、現行の体制を維持し安定的な運営を目指していきます。

第9 計画の点検、評価、公表等

1 点検、評価

改革プランは、庁舎内部の行政経営幹事会により点検と評価を行います。なお、情勢の変化や改革プランの進捗状況等により、必要に応じて改革プランの見直しを行います。

2 町民への公表

改革プランの点検・評価の結果はホームページ等により公表します。

(別紙)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
区分								
収 入	1. 医 業 収 益 a	374	337	336	336	336	336	336
	(1) 料 金 収 入	312	277	278	278	278	278	278
	(2) そ の 他	62	60	58	58	58	58	58
	うち他会計負担金	36	36	36	36	36	36	36
	2. 医 業 外 収 益	157	234	227	227	227	227	227
	(1) 他会計負担金・補助金	146	223	217	217	217	217	217
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	9	8	8	8	8	8	8
	(4) そ の 他	2	3	2	2	2	2	2
	経 常 収 益 (A)	531	571	563	563	563	563	563
支 出	1. 医 業 費 用 b	561	563	561	561	561	561	561
	(1) 職 員 給 与 費 c	276	281	241	241	241	241	241
	(2) 材 料 費	37	32	27	27	27	27	27
	(3) 経 費	200	203	247	247	247	247	247
	(4) 減 価 償 却 費	46	46	46	46	46	46	46
	(5) そ の 他	2	1	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 費 用	2	2	2	2	2	2	2
	(1) 支 払 利 息	1	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	1	2	2	2	2	2	2
	経 常 費 用 (B)	563	565	563	563	563	563	563
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 32	6	0	0	0	0	0	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	16	1	3	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	-16	-1	-3	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)	▲ 48	5	▲ 3	0	0	0	0	
累 積 欠 損 金 (G)	790	785	788	788	788	788	788	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	54	65	65	68	68	68	68
	流 動 負 債 (イ)	97	57	64	64	64	64	64
	うち一時借入金	20	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0
	差引 不 良 債 務 (オ) [(イ)-(エ)]-(ア)-(ウ)	43	▲ 8	▲ 1	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 4
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	94.3	101.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	11.5	▲ 2.4	▲ 0.3	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.2	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	66.7	59.9	59.9	59.9	59.9	59.9	59.9	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	73.8	83.4	71.7	71.7	71.7	71.7	71.7	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	43	▲ 8	▲ 1	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 4	
病 床 利 用 率	49.5	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度							
		26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	
収 入	1. 企 業 債	11	12	57	170	0	0	0	
	2. 他 会 計 出 資 金	42	22	10	10	6	4	2	
	3. 他 会 計 負 担 金	1	0	0	0	0	0	0	
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国 (県) 補 助 金	0	1	0	0	0	0	0	
	7. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	
	収入計 (a)	54	35	67	180	6	4	2	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	
	純計(a)-[(b)+(c)] (A)	54	35	67	180	6	4	2	
	支 出	1. 建 設 改 良 費	13	13	61	170	0	0	0
		2. 企 業 債 償 還 金	63	33	14	15	9	5	8
		3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0
4. そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)		76	46	75	185	9	5	8	
差引不足額 (B)-(A) (C)		22	11	8	5	3	1	6	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	22	11	8	5	3	1	6	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)		22	11	8	5	3	1	6	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
収 益 的 収 支	(0)	(70,000)	(70,000)	(0)	(0)	(0)	(0)
	182,404	259,326	253,215	253,175	253,158	253,147	253,142
資 本 的 収 支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	42,638	22,204	9,581	9,919	5,705	3,519	2,353
合 計	(0)	(70,000)	(70,000)	(0)	(0)	(0)	(0)
	225,042	281,530	262,796	263,094	258,863	256,666	255,495

()内はうち基準外繰入金額